

1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり
 (1)教育・保育事業の充実(子ども・子育て支援給付)
 ①施設型給付

No.	施策(事業)名	記入課	内容(第1期計画記載)	実施状況(元年度)	評価	今後の取り組み	方向性
	保育所(園)	保育所・幼稚園課	<p>保護者の就労または病気などで、家庭で保育できない保護者に代わって認可保育所(園)において乳児、幼児などの児童を保育する事業です。</p> <p>入園要件:保護者が仕事や病気などのため自宅で保育ができない場合 対象年齢:おおむね4か月～就学前 保育時間:おおむね7時30分～18時30分(延長保育もあり)</p>	<p>公立保育所3園、私立保育園10園があり、保育ニーズの増加に伴い、各施設において定員を超える受入れを行ったが、待機児童が発生している。</p>	B	<p>保護者の就労または病気などで、家庭で保育できない保護者に代わって認可保育所(園)において乳児、幼児などの児童を保育する事業です。 入園要件:保護者が仕事や病気などのため自宅で保育ができない場合 対象年齢:おおむね4か月～就学前 保育時間:おおむね7時30分～18時30分(延長保育もあり)</p> <p>施設整備や保育士確保により、今後も引き続き保育の受入体制を確保し、待機児童の解消に努めます。</p>	充実
	幼稚園	保育所・幼稚園課	<p>幼稚園教育の目標を達成するために必要なさまざまな体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふさわしい生活を営むようにする事業です。</p> <p>入園要件:幼児教育を希望する場合 対象年齢:公立は4歳～就学前 私立は3歳～就学前 ※一部の園では2歳から 保育時間:園により異なる</p>	<p>公立幼稚園はこれまでの2園を令和元年度より1園に統合し、3年保育と預かり保育を新たに開始した。 また、私立幼稚園は市内に3園あり、環境が整っている。</p>	B	<p>幼稚園教育の目標を達成するために必要なさまざまな体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふさわしい生活を営むようにする事業です。 入園要件:幼児教育を希望する場合 対象年齢:3歳～就学前 ※一部の園では2歳から 保育時間:園により異なる 公立幼稚園について、充実した幼児教育の提供を保証しつつ、預かり保育の拡充など、市民ニーズに対応した新しい幼稚園運営のあり方を検討していく必要があります。</p>	充実
	認定こども園	保育所・幼稚園課	<p>幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備える事業です。 ①教育及び保育を一体的に提供 ②地域における子育て支援の実施 本市には現在ありませんが、今後、既存施設の認定子ども園への移行が予定されています。</p>	<p>市内私立幼稚園が令和2年度から幼稚園型認定こども園へ移行することに対する施設整備の支援を行いました。</p>	B	<p>幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備える事業です。 ①教育及び保育を一体的に提供 ②地域における子育て支援の実施 今後、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を含め、施設が増加していくことが考えられるため、市としての認定こども園整備の考え方を整理していく必要があります。</p>	充実
	小規模保育	保育所・幼稚園課	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行います。 (A型・B型・C型)</p>	<p>私立の小規模保育所2園で保育が実施された。</p>	B	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行います。 (A型・B型・C型) 今後も引き続き保育を実施し、保育の受入体制の確保に努めます。</p>	継続
	家庭的保育	保育所・幼稚園課	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が保育を行います。</p>	<p>実施なし</p>	未選択	<p>要望があった場合、検討していく。</p>	未選択
	居宅訪問型保育	保育所・幼稚園課	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行います。</p>	<p>実施なし</p>	未選択	<p>要望があった場合、検討していく。</p>	未選択
	事業所内保育	保育所・幼稚園課	<p>主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。</p>	<p>実施なし</p>	未選択	<p>要望があった場合、検討していく。</p>	未選択

1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

(2) 子育て支援事業の充実(地域子ども・子育て支援事業)

No.	施策(事業)名	記入課	内容(第1期計画記載)	実施状況(元年度)	評価	今後の取り組み	方向性
1	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	子育て支援センター(3か所)については、育児相談や情報提供、講演会などを行っています。また、つどいの広場(1か所)については、主に乳幼児を持つ子育て中の保護者が気軽に集い交流する場を提供するとともに、子育ての相談に応じています。年々利用者は増加しているため、今後は、保護者に対するアンケート等をもとに事業内容の充実を図ることにより、地域の子育て支援機能の強化に努めます。	子育て支援センターでの子育て講座や子育て相談を通して、子育ての孤立感から、子育ての楽しさを感じられる子育て親子の居場所となる。特に、こぐまの発達相談は事前予約も多く、関心の高さを感ずる。2, 3月辺りからはコロナ感染拡大防止の対応に努めた。併せて、今後の支援の在り方についても検討の必要性を感じている。	B	新型コロナウイルス感染拡大防止対応に配慮した相談体制をとり、利用者の視点にたった育児相談や情報提供などを行う。	充実
2	時間外保育事業(延長保育事業)	保育所・幼稚園課	通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行います。今後は、ニーズ調査の結果を踏まえて事業の充実を図ります。	公立保育所2園、私立保育所10園、小規模保育所1園で延長保育事業を行い、保護者の様々な就労形態への対応に資することが出来ました。	B	通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行います。今後は、ニーズ調査の結果を踏まえて事業の充実を図ります。	継続
3	休日保育事業の推進	保育所・幼稚園課	通常保育を利用する家庭を対象に、休日においても就労などにより保育に欠ける状況にある児童を保育できるよう、休日保育事業の実施を検討します。	実施なし	未選択	通常保育を利用する家庭を対象に、休日においても就労などにより保育に欠ける状況にある児童を保育できるよう、休日保育事業の実施を検討します。	未選択
4	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	保育所・幼稚園課	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に行う預かり保育の事業です。本市では現在、土曜日・日曜日においては未実施です。	市内幼稚園全てにおいて預かり保育を実施しました。また、私立幼稚園については夏休み等の長期休業期間中の預かり保育も実施しました。	B	公立幼稚園について、預かり保育の長期休業中の実施など、事業内容の充実を検討していく必要があります。	充実
5	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	保育所・幼稚園課	普段家庭において児童を保育している保護者の病気の対応や育児疲れの解消等を目的に、一時的に認可保育所(園)で児童を保育します。今後は、保護者のニーズを踏まえ継続して実施するとともに、利用者の利便性を考慮し、設置か所の増設も検討します。	市内2カ所の私立保育園で一時預かりを実施しました。	B	普段家庭において児童を保育している保護者の病気の対応や育児疲れの解消等を目的に、一時的に認可保育所(園)で児童を保育します。今後は、保護者のニーズを踏まえ継続して実施するとともに、利用者の利便性を考慮し、設置か所の増設も検討します。	継続
6	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	子育て支援課	地域において子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(協力会員)からなる会員組織により育児の相互援助活動を行います。今後、ファミリー・サポート・センターを立ち上げ、利用を促進するとともに、シルバーママサービス事業も活用しながら、地域における子育て支援の充実を図ります。	ファミリー・サポート・センターについての周知を図るとともに、利用の促進を図った。	A	地域において子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(協力会員)からなるファミリー・サポート・センターにより、育児の相互援助活動を行います。制度の周知を図り、利用を促進するとともに、シルバーママサービス事業も活用しながら、地域における子育て支援の充実を図ります。	充実
7	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	子育て支援課	保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて、夜間もしくは休日に必要な保護を行う事業です。本市では現在未実施です。	実施なし	未選択	ニーズ調査結果を踏まえ検討していく。	未選択

8	病児・病後児保育事業	子育て支援課	児童の病気回復期で、保育所(園)などでの集団保育が困難であり、保護者が就労の都合などにより家庭で育児ができない場合、一時的に子どもを預かります。本市では、「こぐま子どもの家」にて実施しており、今後も事業の周知を行いながら、ニーズを踏まえ充実・拡大を図ります。	児童の病気回復期で、保育所(園)などでの集団保育が困難であり、保護者が就労の都合などにより家庭で育児ができない場合、一時的に子どもを預かった。本市では、「こぐま子どもの家」及び、「まどかチャイルドケアセンター」にて開所を月～土にし、朝夕の延長を行う等、時間的な側面では十分にニーズに対応できている。	A	児童の病気回復期で、保育所(園)などでの集団保育が困難であり、保護者が就労の都合などにより家庭で育児ができない場合、一時的に子どもを預かります。本市では、「こぐま子どもの家」及び「まどかチャイルドセンター」にて実施しており、今後も事業を周知し、ニーズを踏まえ充実を図ります。	充実
9	放課後児童健全育成事業	子ども育成課	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生を、放課後等に学童保育所で預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。児童数については減少傾向になることが予測されるものの、6年生までの対象児童の拡大によるニーズの高まりが懸念されるため、柔軟な受け入れ体制の確保に努めます。	平成27年度から6年生までが受入対象児童となり、年々入所ニーズが高まっていることから、令和元年度(平成31年度)は小郡校区・東野校区学童保育所の施設整備を行い、受け入れ態勢の確保を行った。これにより、令和2年度から全ての学童で高学年までの受入れが可能となった。	A	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生を、放課後等に学童保育所で預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の上昇が見込まれており、入所ニーズの高まりが懸念されるため、柔軟な受け入れ体制の確保に努めます。	継続
10	子育て短期支援事業(ショートステイ)	子育て支援課	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。	支援が必要な家庭への声かけなどにより、5人の児童に対し、延べ21日の利用があった。困り感がある家庭に対して、事業を紹介し支援を図る。	B	市ホームページで広報をすることや、相談の中で、利用を促し、必要な方へ支援を行っていく。	継続
11	利用者支援事業	子育て支援課	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。	利用者支援専門員の配置を行い、子育て相談窓口では、子育ての困り感に寄り添い、丁寧な対応を行った。窓口をあすてらすに設置することにより、気軽に相談することが可能となる。また、保育所、幼稚園への巡回訪問を実施。「気になる」段階からの早期支援に努める。	B	気軽に子育て相談できる窓口の設置を進めると共に、関係機関との連携及び地域ネットワークづくりに努める。園内研修を行い職員の質の向上を行う。	充実
11	利用者支援事業	保育所・幼稚園課	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。	専任の職員を配置し、相談や情報提供など、より丁寧な支援を行った。	A	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。	継続
11	利用者支援事業	健康課	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。	子育て世代包括支援センター(母子保健型)	A	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、他機関の情報提供から妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦に対しケアプランを作成し、妊娠中から訪問等による支援を実施していく。必要に応じ、子育て支援課、保育所・幼稚園課、福祉課や関係機関と連携を図る。	継続
12	妊婦健康診査	健康課	妊娠中に必要な健康診査を受診できるように援助し、妊娠中の経過を見守るとともに、異常の早期発見・早期治療につなげます。	妊婦健康診査補助券発行	A	妊婦健康診査補助券の発行時、妊娠経過や妊娠中に起こりやすい異常について説明し、予防や異常の早期発見・早期治療につなげている。また、補助券に記載された健診結果等から、支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期からの支援等へ繋げている。	継続

13	乳児家庭全戸訪問事業 (妊産婦・新生児訪問指導事業)	健康課	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	妊産婦・新生児訪問指導事業	A	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、他機関情報から妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦に対してケアプランを作成し、妊婦中から訪問等による支援を実施している。引き続き、子育て支援課や福祉課、医療機関等と連携を行っていく。	継続
14	養育支援訪問事業	子育て支援課	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子どもの養育において、支援の必要があると判断した家庭に対し、乳幼児養育支援員等によって継続的に家庭を訪問し、養育に関する指導や援助等を行います。	養育支援事業が必要な、3家族に延べ6回の訪問事業を行い、養育の指導や支援を行った。	B	健康課の訪問事業とも連携し、支援の必要な家庭に対して、養育訪問事業を行い、養育に関する指導や支援を行う。	継続